



## 平成29年5月30日、個人情報保護法 改正施行について

### 1. 平成29年5月30日、個人情報保護法が改正施行

### 2. 法人事業者、個人事業者を問わず全ての事業者が対象

- ・現行法では過去6ヶ月以内で5,000人以上の個人情報を保有する事業者が対象であったが、5月30日からは1件でも個人情報を保有する事業者が個人情報取扱事業者となる。

### 3. 個人情報定義の明確化

- ・本人の同意を得て取得することを義務化とし、本人の同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）の禁止。また、改正後には、指紋認証、顔認証、パスポート番号、自動車免許番号などが個人情報に含まれ、取り扱いについて特に配慮を要する個人情報としては、人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、被害歴などが該当する。
- ・オプトアウト＝電話勧誘、DM、郵便など複数の手段で勝手に送り付けてくる勧誘情報を個人が回避出来る。

### 4. 個人情報の有用性を確保

- ・個人情報利用目的の変更には、関連性があるか否か問われていたが、ある程度柔軟に利用目的を変更することが出来るようになる。但し、あくまでも「個人情報利用目的のご案内」に明確に明示すべきである。

### 5. 個人情報の流通の適性さを確保（特に名簿屋等の対策）

- ・個人データを第三者に提供した時は、提供先の氏名等、個人情報保護委員会（平成28年1月に新設）が定める事項の記録（追跡可能性）が必要となり、一定期間の保管義務が必要である。当然ながら、個人データの第三者提供を受ける側も同様の記録が必要であり、保管義務を要する。個人データを不正な利益を図る目的で第三者に提供したり又は、盗用した場合は、個人情報データベース等提供罪として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となる。

### 6. 個人情報保護法の罰則規定

- ・刑事罰としては、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金となり、民事賠償では一人当たり数万円以上の賠償が発生するケースもあり、該当する個人情報数が多ければ数千円から数億円という膨大な賠償が発生する。但し、マイナンバー法の罰則規程では「4年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は、これを併科する」となるケースもある。